

19 教指第 61 号

平成 19 年 (2007 年) 4 月 16 日

市町村 (組合) 教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

「規制改革・民間開放の推進に関する第 3 次答申」における教員評価制度、
学校評価制度等に係る運用上の工夫等について (通知)

このことについて、別添 (写) のとおり、文部科学省から通知がありました。

つきましては、貴委員会所管の小・中学校において、児童生徒・保護者による教員評価制度、
学校評価制度等の確立が図られますよう、各小・中学校へ周知願います。

長野県教育委員会事務局	
教学指導課義務教育指導係	
馬場澄博 (課長) 大日方貞一 (担当)	
電話直通	026-235-7495
FAX	026-235-7434
E-mail	kyogaku@pref.nagano.jp



18文科初第1277号

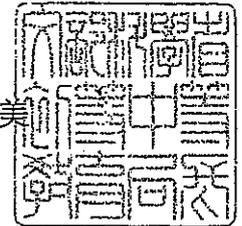
平成19年3月30日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長

銭谷眞美



(印影印刷)

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」における教員評価制度、
学校評価制度等に係る運用上の工夫等について（通知）

平成18年12月25日に、別添1のとおり閣議において、別添2の「規制改革・民間開放推進に関する第3次答申」に示された「具体的施策」を最大限尊重し、所要の施策に速やかに取り組むことが決定されています。その具体的内容は下記のとおりですので、各位におかれましては、地域の実情等に応じて、下記の事項にご留意いただくようお願いいたします。

あわせて、都道府県教育委員会におかれては域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事におかれては、各私立学校の実状や独自性に十分配慮しつつ、域内の私立学校に対して、周知して頂きますようお願いいたします。

記

(1) 児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

- 授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう努めること。
- 校長は児童生徒・保護者による具体的評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう努めること。

(2) 私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

- 私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう努めること。

(問い合わせ先)

[教員評価関連]

初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03-6734-2588 (直通)

[学校評価関連]

初等中等教育局学校評価室

電話：03-6734-3705 (直通)

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」に関する対処方針について

〔平成18年12月26日〕
閣議決定

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日）に示された「具体的施策」を最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組むとともに、平成19年度以降の規制改革推進のための新たな3か年計画を策定する。

規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申

(抜粋)

平成18年12月25日
規制改革・民間開放推進会議

Ⅲ. 各分野における具体的な規制改革

9 教育・研究分野

(1) 学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

② 児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

【問題意識】

児童生徒・保護者による教員評価及び学校評価については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」(平成18年3月31日閣議決定)(以下、「3か年計画(再改定)」)において、「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」とされたところであるが、学校現場の状況を見ると、実効性が伴っているとは言いがたい。

すなわち、内閣府「教育委員会アンケート」(平成18年11月27日)において、児童生徒・保護者による授業評価や個別の教員評価の実施について市区教育委員会の取組状況を尋ねたところ、約4割の小・中学校が児童生徒・保護者による授業評価を実施しているとの回答だが、そのうち誰が回答したかが一切分からないように無記名の調査を実施しているのはせいぜい3割程度であり、個別の教員評価を無記名の調査として実施しているのも1割程度に過ぎない。対外的な公表状況について

も第三者が閲覧できる形で公表しているのは2割弱に止まっている。また、同「保護者アンケート」によれば、教員評価（授業評価を含む）を過去に行ったことがあると回答した保護者は約6%に止まっている。国が促すとされている児童生徒・保護者による学校評価・教員評価が現場にほとんど浸透していないと言わざるを得ないが、その理由の1つとして、同アンケートの中の都道府県教育委員会に対する設問において、域内の市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を導入するように促しているかと尋ねたところ、「促している」との回答が46.8%（22都道府県）に止まっており、過半数の都道府県教育委員会が閣議決定を遵守していないという結果が明らかになっている。同アンケートによれば、73.6%の保護者が教員の勤務評定に児童生徒・保護者からの具体的な教員評価による結果を反映して欲しいと回答している。これらの調査結果をも踏まえ、当面、以下の施策を早急に講じる必要がある。

【具体的施策】

学校の自己評価の実施と公表については、設置基準において努力義務となっているが、同「3か年計画（再改定）」にある「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体的な評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」という内容について、各教育委員会や各学校において着実に実施されるよう引き続き促すべきである。特に、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである。【平成18年度中に措置】

併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、来年度以降も引き続き定期的に調査し公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】

また、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討すべきである。【平成19年度より検討開始】

平成19年3月30日

各都道府県教育委員会 学校評価担当課
各指定都市教育委員会 学校評価担当課
各都道府県知事部局 私立学校担当課
附属学校を置く各国立大学法人 附属学校担当課

御中

文部科学省初等中等教育局学校評価室

評価における匿名性の配慮に関する具体的な手法の例について

「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（以下「3次答申」という。）における教員評価制度、学校評価制度等に係る運用上の工夫等については、18文科初第1277号により通知しているところですが、3次答申においては、国が各教育委員会等に対して、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することが求められていることから、下記の通り具体的な手法の例をご紹介します。

都道府県教育委員会学校評価担当課におかれては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、市区町村教育委員会学校評価担当課におかれては所管の学校に対して、都道府県知事部局私立学校担当課におかれては域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、国立大学法人附属学校担当課におかれては附属学校に対して、周知して頂きますようお願いいたします。

なお、以下の事例については公立学校を対象として記述しておりますが、私立学校及び国立大学法人附属学校におかれては、適宜読み替えていただきますようお願いいたします。

記

<事例1 匿名性の担保に厳格に対応する例（規制改革・民間開放推進会議 教育・研究ワーキンググループより提示された案）>

- 学習者による率直な教員評価等を行うためには、被評価者が評価者を特定できないように、回収にあたっては被評価者が関与しないようにする等、評価者の匿名性の担保には特に配慮する必要がある。学習者による授業評価や個別の教員評価について、評価者の匿名性を担保できない方式であればこれらを実施する意味はない。具体的には、無記名で実施するのは勿論のこと、少なくとも担任や受け持ち教員を経由せずに直接校長又は市区町村教育委員会に提出することを義務付け（学校長の評価については市区町村教

育委員会への直接提出に限る)、調査票を糊付け等で封入するとともに、記載内容に関していかなる不利益をも被らないことを保証し、筆跡が分からないように選択式のみでの回答でも十分な評価が可能となるよう詳細な設問を用意させる等、学習者の権利を守る観点から厳格に対応する。

<事例2 無記名を原則として匿名性の担保に配慮し、選択的に記名とすることにより個別の返答を可能する例>

- 基本的には無記名により外部アンケートを実施するが、回答者である保護者が、その意見等に関して学校から個別の返答を求める場合等には、記名の上でアンケートを提出することとする。